

# あやせで未来を築こう

カフェ

弁当屋

レストラン

居酒屋

ベーカリー

商店

## 飲食に関わるお店を

## はじめる方へ

## 創業補助金<sup>上限</sup> 100万円

寿司店

BAR

中華料理店

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

そば屋

割烹料理店

ラーメン屋

詳しくは、市ホームページ <https://www.city.ayase.kanagawa.jp/>  
もしくは、綾瀬市商業観光課(0467-70-5685)へお問合せください



# 令和6年度「活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金」

市内での魅力ある創業を促進するため、市内で創業か新事業に挑戦する第二創業者に対して、その創業などの経費の一部を補助します。

## 1 対象者

市内で新規創業又は第二創業を行う者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとします。

《新規創業》 事業を営んでいない個人が、初めて事業を開始し、又は初めて会社を設立して当該会社の事業を開始することをいう。  
《第二創業》 既に事業を営んでいる個人又は会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、綾瀬市内に新たに会社を設立し事業を開始することをいう。

- (1) 市内に事業所を置き、又は置くことを予定している者であること。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村から特定創業支援等事業による支援を受けた者又は受ける予定の者であること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。
- (4) 補助事業期間完了日までに個人開業又は会社等の設立を行い、その代表となる者若しくは既存事業以外の新事業を開始する者であること。
- (5) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (6) 綾瀬市商業者支援事業補助金（空き店舗活用事業補助金）又は同様の趣旨の他の補助金等の交付（国及び県によるものを含む）又は交付決定を受けていない者であること。

※（1）～（6）にかかわらず、次の（1）、（2）のいずれかに該当する者は、補助対象者としません。

- (1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
  - イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
  - ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
  - エ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
  - オ その他市長が適当でないと認める事業

## 2 補助対象経費

- (1) 建物の賃貸借契約上の6か月分の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金などを除く）。ただし、補助事業期間内のものに限る。
- (2) 新たに開設する事業所の外装、内装、設備に係る工事費用（市内の事業者に発注する費用に限る）
- (3) 設備の購入に係る費用
- (4) 販売の促進に係るパンフレット作成、広告掲載、ホームページ制作など広告宣伝費用

## 3 補助対象業種

日本標準産業分類に規定する  
小売業（大分類Iのうち中分類58）、  
飲食サービス業（大分類Mのうち中分類76、77）

## 4 補助事業期間

交付決定の日～開店日（最長で来年2月28日まで）

## 5 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限100万円

## 6 募集期間

令和6年5月1日（水）～12月27日（金）17:00 必着  
応募があり次第随時審査会を開催します

### 問い合わせ・申し込み方法

〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地 綾瀬市役所 事務棟 5階 商業観光課  
電話：0467-70-5685（直通）

メール:wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp

HP: <https://www.city.ayase.kanagawa.jp>

同課にある申請書類

（市ホームページから

ダウンロード可）に記入し、

郵送又はメール又は

綾瀬市商業観光課へ

直接提出してください。

なお、商業観光課に

直接提出する場合は、

事前に連絡してください。



**まずは、お気軽にお問合せください**